

地域商業活性化支援（観光型）事業 募集案内



商店街に観光客を呼び込む 仕組みづくりを支援します！

対象 事業例

- ✓ 評判のお店や紹介したい特産品の情報をホームページなどに掲載し、二次元コードを旅館・ホテルなどに設置することで観光客を商店街に誘導する。
- ✓ 地元住民しか知らない商店街のバーや周辺商店街の飲食店マップを作成し、SNS等で発信して、観光客の二次会利用を促す。
- ✓ 地域の特産品を使った新商品を開発し、商店街のお店で販売、SNSやホームページ等で観光客の誘客、消費活動を刺激する。

対象者

商店街、商業者団体、民間事業者等

補助額

補助上限額 150万円
補助率：2/3（県1/3、市町村1/3）
※詳しくは、県または各市町村にお問合せください。

補助対象 経費

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等
※実施主体の運営経費は補助対象になりません。
※クーポン券や旅行代金等、個人への給付は補助対象となりません。

申請受付 期間

随時受付
ただし、予算額に達した時点で受付終了します。
また、すべての事業が採択されるとは限りません。

補助条件 等

- ・事業のなかで、デジタル活用（SNSなど）等による効果的な情報発信を行うこと
- ・従前から実施している事業で単に継続実施するものは対象外
- ・事業実施期間のみに効果が留まる事業は対象外

問い合わせ先

大分県 商工観光労働部 商業・サービス業振興課 黒野・工藤

TEL：097-506-3283 MAIL:a14160@pref.oita.lg.jp

HP：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14300/chiikishogyo07.html>

※実施要領、交付要綱、申請様式等はホームページをご覧ください。

1 内容の相談・計画の作成

～7月末まで

どんな事業を考えているか、補助金を活用できるかどうかなどを
県や市町村の担当窓口にご相談。

2 計画書の提出

8月上旬

市町村の担当窓口へ計画書を提出。

県・
市町村

計画書と市町村の要望書をもとに採択の可否を審査。

3 交付申請

8月末

市町村又は県の担当窓口へ交付申請書を提出。

県・
市町村

申請書の内容確認後、交付決定通知を申請者に送付。

4 事業実施

10月～1月

- ・ 交付決定日より前に、事業に関する契約や支出はできません。
- ・ 実績報告書に添付しますので、実施中の様子は必ず写真などで記録しておいてください。
- ・ 計画の変更があったときは、早めに相談をお願いします。

5 実績報告書の提出

2月上旬

事業終了後、報告書や必要書類（見積書、領収書など）を
市町村又は県の担当窓口へ速やかに提出。

県・
市町村

報告書を確認後、補助金の額を確定し、通知書を送付。

6 請求書の作成

3月上旬

額の確定通知書を確認後、請求書を作成して市町村又は県の
担当窓口へ提出する。

県・
市町村

請求書受領後、支払い。

※時期は目安です。